

公 告

横 浜 市 公 告 第 76 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗の名称及び所在地	（仮称）瀬谷駅南口第1地区市街地再開発ビル 瀬谷区瀬谷四丁目4番の10ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合 理事長 川 口 安 徳 瀬谷区中央1番地の6
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井 出 武 美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか未定
大規模小売店舗の新設をする日	令和3年9月20日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,998 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 64台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 105台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 120 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の	位置 届出書の添付図面記載のとおり

位置及び容量	容量 42 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	24時間
来客が駐車場を利用することができる時間帯	24時間
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで

(添付図面は省略)

- 2 届出年月日  
令和3年1月19日
- 3 縦覧場所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課  
瀬谷区二ツ橋町190番地  
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課